

令和6年度大磯町教育委員会第11回定例会議事録

1. 日 時 令和7年2月20日（木）
開会時間 午前9時30分
閉会時間 午前11時31分
2. 場 所 大磯町郷土資料館 本館 研修室
3. 出席者 府 川 陽 一 教育長
トーリー 二葉 委員
櫻 田 京 子 委員
大 槻 直 行 教育部長
齋 藤 永 悟 町民福祉部参事（こども政策・子育て支援対策本部担当）
波多野 昭 雄 学校教育課長
守 屋 清 志 生涯学習課長兼生涯学習館長
北 水 慶 一 生涯学習課旧吉田茂邸利活用担当課長兼郷土資料館長
小 林 琢 哉 子育て支援課長兼子育て支援対策本部担当課長
(こども家庭センター長兼子育て支援総合センター所長兼子育て支援センター所長)
佐 藤 聡 生涯学習課図書館長
辻 丸 聖 順 学校教育課コミュニティ・スクール推進担当主幹兼教育指導係長
須 田 幸 年 学校教育課人事担当主幹
田 中 恵 子 (書記) 学校教育課主幹兼副課長兼教育総務係長
4. 欠席者 濱 谷 海 八 教育長職務代理者
曾 田 成 則 委員
5. 傍聴者 2名
6. 付議事項
議案第20号 教育委員の辞職の同意について
議案第21号 令和6年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について
議案第22号 県費負担教職員の任免に係る内申について
7. 報告事項
報告事項第1号 令和7年3月補正予算における教育委員会関連予算について
報告事項第2号 大磯町立小学校のいじめ重大事態に係る今後の対応について
報告事項第3号 令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について
報告事項第4号 大磯町立学校熱中症予防ガイドラインについて
報告事項第5号 令和6年度文化財消防訓練の実施結果について

- 報告事項第6号 図書館事業の開催結果について
報告事項第7号 大磯町教育委員会・公益財団法人かながわ考古学財団普及連携事業企画展「縄文後期の配石と墓域－大磯町石神台遺跡を中心に－」の開催結果について
報告事項第8号 春季企画展「大磯のひな人形」の開催について
報告事項第9号 いじめに係る対応等について

8. その他

(開 会)

教育長) 皆様、おはようございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日はまず、新しい教育委員の選任についてご報告いたします。末續慎吾氏が任期満了でご退任されたことを受け、11月28日に開催されました大磯町議会12月定例会におきまして、櫻田京子氏を教育委員として任命する議案が提出され、議会の同意がありました。これにより、2月17日付けで櫻田氏が大磯町教育委員会委員として任命されましたので、ご報告いたします。

それでは、ただいまから、令和6年度大磯町教育委員会第11回定例会を開催いたします。

本日の会議の内容ですが、付議事項3件、報告事項9件でございます。

本日は(3名)、出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

～ 休憩 ～

【令和6年度第10回定例会の議事録の承認】

教育長) 休憩を閉じて再開します。

それでは、はじめに「令和6年度第10回定例会議事録」の承認をお願いします。

まず、「令和6年度第10回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和6年度第10回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

続いて、教育長報告をさせていただきます。

諸行事につきましては執行表のとおりです。

本日の議事進行につきましては、はじめに、教育長が臨時代理処理した事項について、報告事項第1号として報告いたします。

続いて、議案となりますが、議案第22号が人事案件となりますので、議案第20号、第21号について審議した後は、報告事項第2号から第9号の順に取扱い、最後に、議案第22号の順で審議を進めてまいりたいと思います。

ご協力をお願いします。

【報告事項第1号 令和7年3月補正予算における教育委員会関連予算について】

教育長) それでは、報告事項第1号『令和7年3月補正予算における教育委員会関連予算について』、お手元の資料をご覧ください。

2月12日に開催された町議会3月定例会への令和6年度大磯町一般会計補正予算のうち、教育委員会関連予算について、臨時に事務を代理し、町長へ申し出たので、規則の定めによ

り報告をお願いします。

学校教育課長) 報告事項第1号『令和7年3月補正予算における教育委員会関連予算について』、概要をご報告いたします。

お手元の資料の表紙をおめくりいただき、2ページをご覧ください。

2ページから7ページは、議案第11号「令和6年度大磯町一般会計補正予算(第6号)」の議案書と説明資料でございます。審議は、2月12日に行われました。

6ページから7ページの件数番号に丸が付いているところが、教育委員会関連の補正予算となります。

6ページの歳出でございますが、いずれも学校教育課の案件で、No.42、学校教育指導振興事業の消耗品費について、デジタル教科書等購入費の増。No.43、要保護・準要保護児童生徒就学援助事業で、対象者数の見込み減に伴う要保護・準要保護児童生徒就学援助費の減。No.44、学校施設・設備維持事業【小学校費】の光熱水費について、執行見込額の減。No.45、学校給食運営事業で、小学校給食費無償化補助金については、対象者数の見込み増等に伴う補助金の増、小学校給食食材費高騰緊急支援補助金については、物価高騰による食材費の増等に伴う補助金の増。

7ページをご覧ください。No.46、学校給食施設・設備維持事業で、工事請負費について事業内容等の変更による減。No.47、学校運営事業【中学校費】で、学校備品購入費について入札等に伴う事業費の減。No.48、学校施設・設備維持事業【中学校費】で、光熱水費について執行見込額の減。No.49、学校昼食運営事業で、中学校昼食運営委託料、中学校昼食支援補助金、いずれも事業費の執行見込み等を踏まえた減。No.50、国府中学校公共下水道切替事業で、工事請負費について入札に伴う事業費の減額に係る予算を計上いたしました。

教育委員会関係では、2人の議員から質疑がありました。質疑の内容としましては、二宮加寿子議員から新たに購入するデジタル教科書について、橋本秀彦議員からは中学校昼食支援補助金の減額理由についての質疑がございました。

質疑ののち、採決が行われ、賛成者多数により原案どおり可決されました。

以上、令和7年3月補正予算における教育委員会関連予算についての説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) よろしいでしょうか。

その他、1月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関する事、専決した事項に関する事について、ご報告いたします。

要綱改正について、1件でございます。

「大磯町中学校昼食支援補助金交付要綱」についてです。こちらは、大磯町立中学校に在籍する生徒の保護者に対して、生徒の昼食費に相当する経費の一部を補助金として交付することに関して必要な事項を定めているものでございます。

改正箇所は2か所で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束しつつある社会情勢を

踏まえ、趣旨中、新型コロナウイルス感染症に関する記載を削除し、また、様式、交付決定通知書の通知先について、「大磯町立中学校保護者様」を削り、申請者である各保護者名が記載できるよう改正を行っています。

本日の報告は、以上でございます。

【議案第 20 号 教育委員の辞職の同意について】

教育長) それでは、議事に入ります。議案第 20 号『教育委員の辞職の同意について』を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第 20 号『教育委員の辞職の同意について』、本文については省略いたします。令和 7 年 2 月 20 日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第 20 号『教育委員の辞職の同意について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、曾田成則委員から令和 7 年 3 月 31 日をもって、教育委員を辞職したい旨、令和 7 年 2 月 7 日に、文書で教育長へ申し出がありました。

これを受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 10 条の規定に基づき、教育委員会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

引き続き、説明をさせていただきます。

議案の裏面にある添付資料をご覧ください。参考として、関係法令条項を抜粋したのになります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 10 条では、「教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。」と規定があります。

よって、曾田成則委員の辞職の同意について、ご審議をお願いいたします。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条各項の波下線については、除斥規定と会議の公開規定であります。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項の規定によると、曾田教育委員は、本件の議案の審議に加わることはできませんので、退席を求めることとなりますが、本日は欠席しておりますので、このまま、審議を続けます。

また、人事案件の場合は、同法第 14 条第 7 項及び大磯町教育委員会会議規則第 12 条の規定により、秘密会とすることが可能ですが、このまま審議を続けることで、よろしいでしょうか。

それでは、ご質問、ご意見があればお願いします。

<意見>

トリー委員) 先日、私は教育長と波多野さんと一緒に、曾田先生と面会させていただいたのですが、私は今、2期目、7年目で、入った時から一緒だった、唯一の委員でいらしたので、すごく寂しい気持ちです。

教育委員会というものを、私は全然、もう本当に分からなかったもので、何をやるんだろうという感じだったので、いろいろと、こういうものだということを教えていただいて、とても感謝しております。

また、曾田先生は3期目だったんですね。とても長い間、本当に大磯町の教育のためにご尽力いただいたこと、この場を借りて深くお礼申し上げたいと思います。健康上のご理由ということですので、致し方ないかと思えます。

今までありがとうございました、とお伝えいただけたらと思います。

教育長) よろしいでしょうか。

質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第20号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第20号『教育委員の辞職の同意について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【議案第21号 令和6年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について】

教育長) 次に、議案第21号『令和6年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について』を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第21号『令和6年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について』、本文については省略いたします。令和7年2月20日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第21号『令和6年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町教育委員会表彰規程に基づく表彰について、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第14号の規定に基づき、被表彰者の決定を求めるものでございます。

詳細につきましては、学校教育課コミュニティ・スクール推進担当主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 議案第21号『令和6年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について』、ご説明いたします。

説明資料の資料1をご覧ください。

被表彰者の推薦理由になります。

今年度は、第2条第3号該当の児童・生徒のみとなります。

大磯町教育委員会表彰規程及び文化・スポーツ優秀者（団体）表彰要綱に基づき、大磯町公立小・中学校の課外活動の一環として令和6年1月から令和6年12月までに開催された各種大会に参加し、優秀な成績をおさめた個人及び団体の表彰対象者について、表彰選考委員会において選考された者でございます。

議案第21号を再度ご覧ください。

まず、①文化優秀者についてです。国府小学校から、「第78回全日本学生音楽コンクール ピアノ部門東京大会（小学校の部）第2位」及び「第40回かながわ音楽コンクールユースピアノ部門（小学校中学年の部）特賞」の功績により、1名を推薦いたします。

続きまして、②スポーツ優秀者についてです。まず、大磯中学校から、「第58回神奈川県中学校総合体育大会及び第60回神奈川県中学校ソフトテニス大会 男子個人戦」において、「優勝」の功績により2名を、同大会において「3位」の功績により、さらに2名を推薦いたします。

最後に、「第58回神奈川県中学校総合体育大会及び第60回神奈川県中学校ソフトテニス大会 男子団体戦 優勝」の功績により、8名を推薦いたします。

令和6年度の被表彰者の推薦は以上になります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長） ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長） よろしいでしょうか。

質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第21号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員） 異議なし。

教育長） 異議なしの声がありましたので、議案第21号『令和6年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【報告事項第2号 大磯町立小学校のいじめ重大事態に係る今後の対応について】

教育長） 続きまして、報告事項第2号『大磯町立小学校のいじめ重大事態に係る今後の対応について』、事務局より報告をお願いします。

教育部長） 報告事項第2号『大磯町立小学校のいじめ重大事態に係る今後の対応について』、説明をいたします。

裏面をご覧ください。

令和7年1月30付で、大磯町長より教育長に対し発出された文書になります。

標題は、「大磯町立小学校のいじめ重大事態に係る今後の対応について」です。

本文を読み上げます。

大磯町立小学校のいじめ重大事態については、数名の大磯町議会議員が大磯町議会定例会の一般質問に取り上げるとともに、チラシの新聞への折込みや大磯駅前での配布等により、

現在では多くの町民の皆さまが知るところにあります。

本案件に関しては、町民の皆さまからの行政に対する批判的な御意見がある一方で、他の地方公共団体へ転校された被害児童を心配するお声も聞かれます。私も転校後の被害児童の様子が気掛かりであり、被害児童保護者のお気持ちを考えますと、早期に報告書が取りまとめられ、解決に向かって進んでいくことを望んでいるところです。

つきましては、貴職に対して下記の事項について要望いたしますので、更に御尽力していただきたくよろしくお願いいたします。

1、現在、教育委員会と第三者委員会において作成を進めている報告書について、速やかに取りまとめていただきたい。

2、被害児童の現在の様子を確認していただくとともに、被害児童保護者のお気持ちを汲み取り本案件の解決に向けて、教育委員会と被害児童保護者との話合いの場を設けていただきたい。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

トリー委員) この件に関しましては、今まで事あるごとにご報告を受けていまして、総合教育会議等でも、ちょっとお話をさせていただいたりもしておりますが、ここにありますように、保護者の方、被害者側と、我々、例えば教育長とか、私とか、直接、ちょっとお話し合いの場を設けていただきたいなというのを、本当に強く望みます。

報告を受けて、思うところはそのときに話をさせていただいているんですけども、なかなかこれ、本当に時間がかかっている、解決がいつになったら、という感じになってしまっていますので、もう、ちょっとここは、ぜひ強く面会を求めるものでございます。

先方のほうで、こちらとの面会をなかなか受け入れていただけないのかどうなのか、ちょっと事情がよく分かりかねますけれども、私どもも報告を聞いて意見を言っているだけでは、いつまでたってもこれは終わらないと思いますので。

また、そして、その都度、この報告書では、この報告書ではと、本当にエンドレスになってしまいますので、ちょっと私どもも、ここは覚悟をもってお話をさせていただけたらなと思っております。

保護者の方ももちろんですけども、私は、やっぱりお子様とも少しお話しできる機会がいただけたらなと思うんですね。これから、未来のあるお子様ですので、本当にこれからどうしていきたいのかというところを具体的に。

今は落ち着いていらっしゃるんでしょうけれども、やはりこれ、あまり長引くと、お子様に少なからず影響があると思いますので、その辺のことも含めて、ちょっとお話をさせていただける場を、ぜひ、何とか作っていただけたら、設定していただけたらなと思います。足を運ばせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

教育長) ご意見、ありがとうございます。私もトリー委員のおっしゃるとおりだと思います。

す。町長から、1月30日付で私宛てに、「大磯町立小学校のいじめ重大事態に係る今後の対応について」ということで意見をいただいているところですが、実は教育委員会としても、前からこの申入書にあるように取組はしております。町長から言われたから取組をしているわけではなくて、継続してやっています。

ぜひ保護者はもとより、お子様が今どういう気持ちでいらっしゃるのか。それが非常に、町長に言われるまでもなく、非常に気がかりです。

ただ、一部町議の方が、昨年の暮れと言いますか、12月の前後に、町内にチラシを配布されて、その中で、教育委員会及び学校の批判をされています。このことに、非常に私は心を痛めているところですが、やはり学校教育に対する批判と申しますか、単なる批判ではなくて、学校教育に対する不信をあおるといようなチラシの内容と私は受け止めているわけで、そのことについて、教育委員の皆様とも12月に話したところですが、1日も早い解決に向けて、教育委員会として、学校と力を合わせてこの案件の解決に向けて取組んでいきたいと思っておりますので、教育委員の皆様、今後、お力をお願いしたいと思っております。

ちょっと演説っぽくなりましたが、櫻田委員さんはまだ来られたばかりですが、何かありましたら、お願いいたします。

櫻田委員) 私は町民の立場で、時々入るチラシとかで状況を知るだけだったのですが、何か、お子さんとご家庭の様子が書かれてはいるんですが、本当に何を求めているのかがよく分からないな、という印象でした。

先日入ったチラシの中では、電話でインタビュー調査をされて、その結果、町民の多くが心配しているみたいな形で書かれていたんですが、これ、実際そういう調査がどういう形で行われたかということも書かれていませんし、ちょっと、どういう状況だということを把握できないところが心配だなと思っていました。

私は、第三者委員会に入ったということだったので、その結論を待つて、教育委員会としては真摯に対応すべきなんだろうなと思ってはいたんですが、それもなかなか出てこないということもあるようですので、今後どうなるのかなと思ってはいたんですが、今教育長やトリー教育委員のお話で、実際にお子さんと保護者の方と直接対話するというのは、本当に何を求められているかということをはっきりさせるためにも大事だなというふうに思っています。

私は、この問題が割と長引いていますので、このお子さんに対する対応というのを最優先すべきだとは思いますが、お子さんはそれ以外にも沢山いらっちゃって、いじめ問題とかそういうことって、それ以外の子どもたちに対する教育とか、そういう対応もやっぱり必要だと思うんですね、お互いに尊重するとか、そういう気持ちを育てるとか、そういうところにも力を入れなきゃいけないというふうに思っているんで、なるべく早めにちゃんとした対応が必要だなというふうに感じております。

以上です。

トリー委員) 度々恐れ入ります。それで、先ほどちょっと教育長が触れられたんですけども、議員の方ですね、そのチラシや何か、私も、もちろんこれ、拝見させていただきました

た。

確かに、それで配って、町民の皆さんに周知していただいているのは分かります。それは分かるのですが、やはりここは、お子様の今後もございますので、できれば批判ということよりも、一緒に実のある解決をしていただけるように、そちらに方向を、舵を切っていただけたらなど。教育現場、我々教育委員会のことをいろいろ言っていただくのは耳が痛くてもお聞きいたしますが、それだけでは、根本的な解決にはなりませんので、そういうことではなくて、ちょっと静観していただきたいなというところも正直ございます。

あまり話が大きくなっても、これ、決していいことはございません。お子様のことを考えたら、本当にそうです。傷が残ってもいけませんし、もちろん櫻田委員のおっしゃったように、お子様はこれの方お一人だけではない。たくさんのお子様が大磯町にはおりますので、1日も早い解決のために、少し冷静に、静観して見守っていただきたいなと、これは強く要望するものでございます。

教育長) ありがとうございます。ご意見にございましたように、教育委員会としては、第三者委員会の調査結果、これは、公正、公平に行われておりますし、それを今も見守っている段階です。

ところが、それをいいことにと申しますか、第三者委員会の調査結果が出ないということの間に、一部の議員がチラシをまいて、教育委員会のいわば誹謗中傷をされるということに対して、私は感情的にならざるを得ません。ぜひ、そういった意味でも、1日でも早い第三者委員会の報告を待っているところですが、それはもちろん調査委員会に任せております。

ただ一方で、被害児童のことが何よりも、町長に言われるまでもなく心配しているわけで、お会いして、その保護者とお会いして話をしたいなという思いでございます。

教育委員の皆さんと力を合わせて解決に取組みたいと思います。

ぜひよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

【報告事項第3号 令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について】

教育長) 次に、報告事項第3号『令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について』、事務局より報告をお願いします。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 報告事項第3号、『令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について』、ご報告させていただきます。

資料のほうをおめくりいただきまして、1ページ目をご覧ください。

この全国体力・運動能力、運動習慣等調査については、毎年国のほうで実施しているものでございます。対象は小学校5年生と中学校2年生ということになっております。

この表を見ていただくと、T得点というものがところどころ出てくると思いますがけれども、こちらのT得点というのは、数値の後ろの括弧に示されているものでございます。様々な記録、種目等の単位、あと、標準偏差が異なる調査結果を比較するために、全国平均値を50と換算した相対的位置を示したものでございます。50を下回ると、全国よりやや下回っている

だとか、50 を超えていると、上回っているというような理解の仕方ではないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず1つ目、体格についてでございます。1 ページ目をご覧ください。小学生は、男子は平均よりやや高めとなり、若干の肥満傾向というものが見られました。女子については、身長、体重共に平均を下回る結果となっております。

中学生は、男子については、身長・体重の数値、全国平均並みとなっておりますが、若干の肥満傾向が見られています。女子は平均をやや下回る結果となりました。

続いて2 ページ目、実技ということで、様々な種目に取り組んだものでございますけれども、小学生では、男女ともに総合評価という体力合計点には全国平均と比較し、同程度の結果となっております。

種目別に見ると、男女ともに「上体起こし」、「反復横跳び」、「20m シャトルラン」等で全国平均を下回る結果となっております。

次に3 ページ目、中学生は男女ともに合計点で全国及び県の平均値を下回る結果となりました。特に「握力」、「反復横跳び」、「立ち幅跳び」、「ハンドボール投げ」等については、男女ともに課題があるのではないかという分析でございます。

小中ともに、種目によっても差が出ているという状況でございます。

続いて4 ページ目、児童（生徒）への質問紙及び学校の教員に対しての質問に関してですけれども、様々質問項目がある中で、特記すべき内容のみ抜粋しております。

小中ともに、「運動が好き」、「体育の授業が楽しい」という質問に対して、「好き」、「楽しい」と回答する割合が、全国及び県の平均と比べると、小学5年生では高い数値が得られておりますが、中学2年生になると低くなることが分かります。また、5 ページ目の「授業の中で、目標を意識したり、学習を振り返ったりすることで、「できたり、わかったり」することがあるか」という質問に対して、「いつもある」と回答する割合が、全国及び県と比べると特に中学2年生のほうで低いことが分かります。

これらのことから、子どもたちが授業の中で「できた」、「わかった」と達成感を得られることで、運動が楽しい、授業が楽しいという思いにつなげていくことができるような授業改善に努めてまいりたいと考えております。

全体として、今後も、子どもたちの体力・運動能力の向上、運動習慣の確立、生活習慣の改善を図るため、今回の調査結果を学校とともに検証・改善のサイクルに生かしていきたいと考えております。

報告は以上となります。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いいたします。

<質疑応答> なし

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第4号 大磯町立学校熱中症予防ガイドラインについて】

教育長) 次に、報告事項第4号『大磯町立学校熱中症予防ガイドラインについて』、事務局より報告をお願いします。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 報告事項第4号『大磯町立学校熱中症予防ガイドラインについて』、ご報告させていただきます。

近年、学校における熱中症事故は全国で毎年5,000件程度発生しています。気候変動の影響を考慮すると、今後も熱中症による被害の増大が懸念されるところです。文部科学省は、例年、都道府県教育委員会等を通じて、全国の国立・公立・私立の小学校、中学校、高等学校等に対し、熱中症事故の防止について通知等を発出し、児童生徒の健康管理に向けた注意喚起を行うなど、学校における熱中症対策を推進しております。このようなことを受けまして、神奈川県教育委員会は令和元年7月に教員一人一人が教育活動中にそれぞれの立場で熱中症に適切に対応できるよう、「熱中症予防運動指針」に応じた教員の具体的な判断や行動の目安を示した「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」を策定しました。

こうした状況を踏まえ、大磯町は町立小・中学校における「熱中症予防ガイドライン」を策定し、本ガイドラインに基づいて熱中症の予防や発生時の対応等を行うこととしました。

資料の17ページ「大磯町の学校生活における夏季熱中症対策～気温ごとの活動・行動基準～」では、学校生活において暑さ指数に応じた行動基準を示し、判断や行動の目安を具体化しました。学校での熱中症リスクは今後も増えていくことが予想されますが、本ガイドラインを適切に活用し、町の子どもたちが安心安全に学校生活を送れるように努めてまいります。

大磯町立学校熱中症予防ガイドラインについての報告は以上でございます。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

トリー委員) 熱中症は本当に怖いと思います。大分気候変動で、夏も違ってきていますので、せっかくこれ、ガイドラインができましたので、それこそ教育現場に、徹底してこれを、目を通して、子どもを守っていただきたいと思います。

すごく細かくまとまっていますので、後でゆっくり、また見直したいと思います。ありがとうございます。

櫻田委員) 大磯町は、教室や体育館にはエアコンが完備されていらっしゃるのでしょうか。今はどういう状況でしょうか。

教育部長) 普通教室には、令和元年度で設置はされております。ただ、大分状況が変わってまいりまして、その当時普通教室だったところ以外も、特別教室には当時付いていなかったんですが、そういったところも子どもたちの人数の増加等により、使わざるを得ない状況等が発生してきています。

もう一つのお話の体育館についても、現時点で各校とも未設置でございます。

昨今のこの厳しい環境状況の中で、教育委員会としても移動式の、設置型の小さいエアコンであるとか、昨年度寄付をいただいて、気化式の冷風機等も設置をしているところなんです。来年度、特別教室への設置を念頭に置いた事業として、この令和7年度で設計委託をお願いしまして、令和8年度で設置の工事をする予定でございます。

体育館については、当初は考えていたんですが、ちょっとなかなか、予算の関係もありますし、工事の内容もかなり、先進事例等を見ましても、体育館は広い場所でございます、こういったものを付ければ効果があるのかというのは、まだちょっとなかなか見えないところもありますので、最初は、特別教室のほうの完全設置というのを、とにかく目指しているところです。

以上です。

教育長) 最近、南足柄市では、室内プールを利用するという情報も入っていますが、大磯小中学校は、外で、海水浴場の近くにある屋外プールで水泳をします。国府小中学校は国府小中学校のプールで授業をすることになっています。

やはり、このガイドラインにあるように、大ざっぱにいうと、温度的には35度を超えると水泳ができないという中で、実際、水泳授業を実施したくてもできないような暑さの日が続くということも、十分、今後毎年予想されるわけで、そういったことに備えるために、水泳授業を従来の6月末から、7月にかけて実施していると水泳ができる日がないということもあり得るわけで、やはり、5月からやるとか、例えば9月・10月にやるとか、そういうことも想定しないといけないような環境になってきました。

かといって、このガイドラインを守らずに水泳をしていいということではないので、いろいろ声は聞こえてきます。どうして水泳授業をやらないのかという議員さんの声とか、あるいは町民の声があります。これは、まだガイドライン以前ですが、やはり神奈川県ガイドラインに準じて水泳授業を中止したということも、そういう日もあったということも報告させていただきます。

ということで、今後もガイドラインに則った水泳授業を展開してまいりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

トリー委員) あと、その水泳授業、大磯小の場合、照ヶ崎プールまで、大人からするとそんなに大した距離ではないんですが、あそこまで歩いて行って、着替えて、また着替えて学校に戻ってくると、実質、授業と言っても、本当に15分、20分くらいしか入っていないとかいう感じのようなんです、実態的に。

だから、果たして、水泳の授業として成り立っているのかなというところもあるので、これ、ちょっとその辺、どうなんでしょうね。たしかに、暑くなるとそこまで行くのに、行く時点でもう熱中症の懸念が出てくる。だから、もうちょっと何かいい解決策があるといいんですけど、学校にプールがございませんので、一番近いのが照ヶ崎だから、ずっとそれでやってくるんでしょうけれども、その辺って何か、対策的に打っていける、何か、ないものなんでしょうかね。

教育部長) たしかに、他の他市町村の様子を見ますと、完全に外部のスイミングスクール等

に委託をしているところもあります。

ただ、その費用対効果とか、そういったことも考えなければいけないだろうし、そもそも、以前に比べれば、水泳授業自体が、時間数というのは、他の授業の関係もありますので、減っていることもありますので、その辺をどういうふうにしていくのか。その辺の考え方は、学校運営協議会等でも十分熟議をしていただいて、学校のほうにもそういった意見を届けながらやっていくということが、解決策になるのかなというの思います。

やはり、大磯町としてどうするのかというのを考えなければいけないのかなというのもあるというふうに思いますので、我々としては、なるべく柔軟な対応ができるように、例えば照ヶ崎プールについては産業観光課の所管になりますし、そういったところとも調整はするつもりでいますので、まずは学校として、その上で地域として、町として、どのようにするのかという考え方を見たいなというふうには思っています。

トリー委員) せっかく海のある大磯ですので、水泳が余り活発じゃなくて、カナヅチのお子さんが増えるとちょっと残念かなと思いますし、やっぱりわくわくできることの一つかと思うので。

これ、例えば夏休み、今、一斉登校日もなくなってしまっていますけれども、そこで2日間、3日間くらい割いて、それこそ、どこかのスイミングスクールを借りて授業ができるようなことがあるととてもすばらしいかなと思いますので、その辺のことなんかも、今後運営委員会のほうでまたぜひご意見を伺っていただければなと思います。

ありがとうございます。

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第5号 令和6年度文化財消防訓練の実施結果について】

教育長) 次に、報告事項第5号『令和6年度文化財消防訓練の実施結果について』、事務局より報告をお願いします。

生涯学習課長) 報告事項第5号『令和6年度文化財消防訓練の実施結果について』、ご説明いたします。

大磯町では、平成21年3月の旧吉田茂邸の消失を契機に、文化財消防訓練を実施し、貴重な文化財を火災等の災害から守り、関係者はもとより、地域住民の方に文化財愛護に関する意識の普及と防火・防災意識を高めることを目的として実施しています。

今年度は、令和7年2月9日の日曜日に、六所神社において、六所神社関係者をはじめ、消防本部、消防団本部及び消防団の協力を得て実施いたしました。

当日は、関係者を含め、80人の参加がありました。

詳細については、記載のとおりでございます。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

<質疑応答> なし

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第6号 図書館事業の開催結果について】

教育長) 次に、報告事項第6号『図書館事業の開催結果について』、事務局より報告をお願いします。

図書館長) 報告事項第6号『図書館事業の開催結果について』、説明させていただきます。
裏面をご覧ください。

おはなしボランティア養成講座『はじめての読み聞かせ～絵本の選び方・読み方～』の開催結果についてでございます。

表題表記から結果が欠けております。大変お手数ですが、訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

当講座は、図書館や幼稚園、小学校等でのおはなしボランティアを希望する方、または活動経験の浅い方を対象に、読み聞かせの基礎知識や特色を学び、また実演の基本を身に付けることを目的として開催したものです。

第1回は、読み聞かせのポイントについて、講師が実演を交えながらわかりやすく解説を行いました。

第2回は、7人の受講者が絵本の読み聞かせの実演を行い、講師が絵本の持ち方や読み方などについて助言を行いました。

参加者数は1回目が16人、2回目が19人でした。

受講者の主な自由感想として、実技の方への先生からのアドバイスがきめ細かにかつ的確で勉強になりました。先生や参加者さんからたくさんコメントも頂けて参考になった。絵本の読み聞かせの基礎が学べてとても良かった。実践していきたい。などが寄せられました。そのほかは、記載のとおりとなります。

報告は以上となります。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>

櫻田委員) 実際のおはなしボランティアは、幼稚園とか小学校等で活躍されているような企画はあるのでしょうか。

図書館長) 小学校で、それと各幼稚園につきましても、読書ボランティアの方とか、おはなしボランティアの方々、それぞれ、グループをつくって活動をされています。

そのメンバー的かというと、図書館でおはなしボランティアをされている方が学校や幼稚園・保育園のボランティアとして活動している例もあります。

以上です。

櫻田委員) ありがとうございます。

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第7号 大磯町教育委員会・公益財団法人かながわ考古学財団普及連携事業企画展「縄文後期の配石と墓域―大磯町石神台遺跡を中心に―」の開催結果について】

教育長) 次に、報告事項第7号『大磯町教育委員会・公益財団法人かながわ考古学財団普及連携事業企画展『縄文後期の配石と墓域―大磯町石神台遺跡を中心に―』の開催結果について』、事務局より報告をお願いします。

郷土資料館長) 報告事項第7号『大磯町教育委員会・公益財団法人かながわ考古学財団普及連携事業企画展『縄文後期の配石と墓域―大磯町石神台遺跡を中心に―』の開催結果について』、説明いたします。

資料1 ページをご覧ください。

大磯町郷土資料館では令和7年1月18日から2月2日にかけて、企画展「縄文後期の配石と墓域―大磯町石神台遺跡を中心に―」を開催いたしました。

本展は大磯町教育委員会とかながわ考古学財団普及連携事業と位置付け、大磯町での発掘調査の成果に加え、かながわ考古学財団が県内で行った発掘調査の成果も併せて紹介しました。

大磯町の石神台遺跡では、これまでに1972年、1985年、1987年の3回にわたり発掘調査が行われ、縄文後期の配石遺構や土抗墓が確認されています。近年、かながわ考古学財団が実施した伊勢原市や秦野市の遺跡調査においても同様の遺構が見られ、本展は配石遺構と土抗墓に焦点を当てた資料構成としました。

7に記載の会期中の観覧者数ですが、合計1,147人で、1日当たりの観覧者数は81.93人でした。

また、関連企画としまして、1月26日に大磯町副町長で、公益財団法人かながわ考古学財団理事の鈴木一男さん、かながわ考古学財団の野坂知広さんから、配石遺構をテーマにご講話いただきました。当日は70人の方々にご来場いただき、たいへん盛況を博しました。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>

教育長) 私から質問いたします。観覧者数の1,147名、企画展として、このくらいの人数は、従来と比較して、人数が多かったのか、少なかったのか。あるいは、関連企画のイベントの参加人数について、その盛況のご報告をお願いいたします。

郷土資料館長) 14日間で1,147人というのは、多い、少ないで言うと、平均よりもやや人数は少ない状況なんですけど、今のこの時期、1月という時期では、多いほうということが言えます。

また、関連企画につきましては、当初、募集人員は60人でしたが、実際の参加人数は70人ということで、大変多くの方々に興味を持っていただいたと考えております。

以上です。

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第8号 春季企画展「大磯のひな人形」の開催について】

教育長) 次に、報告事項第8号『春季企画展「大磯のひな人形」の開催について』、事務局より報告をお願いします。

郷土資料館長) 報告事項第8号『春季企画展「大磯のひな人形」の開催について』、説明いたします。

資料1ページをご覧ください。

大磯町郷土資料館では、令和7年3月1日から5月11日にかけて、春季企画展「大磯のひな人形」を開催いたします。

3月3日は桃の節供とよばれ、ひな祭りが行われます。桃の節供とは何か。なぜひな人形を飾るのか、大磯ならではのひな祭りのあり方を、郷土資料館が所蔵するひな人形により考察します。

関連企画といたしまして、3月15日、4月12日、5月11日には当館学芸員が展示解説を行います。また、3月1日から4月30日にかけて、地域の方々がつくられた、つるし雛を旧吉田茂邸と郷土資料館休憩室で展示します。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>

櫻田委員) ご説明ありがとうございます。

郷土資料館はいろいろな企画をされていてすばらしいなど、私は町民だから知っているんですが、その辺のコマーシャルというか、周知にはどういう手段を使われているのでしょうか。

郷土資料館長) 郷土資料館につきましては、基本的に、SNS であるとか、ホームページに、企画展、また講座の情報を発信しております。

その他、企画展ですと、毎回チラシを1万部発行いたしまして、大磯町内の公共施設はもちろん、関係する博物館等に配布をしております。

櫻田委員) チラシって、手元に来ないと分からない部分があるので、SNS からの発信を伺ってよかったなと思いました。

あと、タウンニュースとか、その辺で広げてもいいかなって、ちょっと感じました。

以上です。

郷土資料館長) ご意見ありがとうございます。タウンニュースにも情報提供しておりまして、紹介していただけない場合もありますが、多くは紹介していただいている状況です。

以上です。

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第9号 いじめに係る対応等について】

教育長) それでは、報告事項第9号『いじめに係る対応等について』を議題とします。

報告事項第9号につきましては、はじめに、各学校が2学期中に取り組んだいじめの未然防止対策について報告を行います、その後は個人情報を取り扱う内容となりますので、未然防止対策の報告後につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び大磯町教育委員会会議規則第12条の規定により、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) ご承認いただきましたので、報告事項第9号については、一部秘密会といたします。

それでは、事務局より報告をお願いします。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) それでは、報告事項第7号『いじめに係る対応等について』、ご報告いたします。

令和6年度第4回教育委員会定例会にて、令和5年7月に開催されました総合教育会議で協議されましたいじめの内容を踏まえ、学校のいじめ防止対策について報告いたしました。そこから半年ほど経過いたしましたので、ここで、新たに学校のほうで取り組んだ内容等を中心に、各校のいじめ防止対策の進捗状況を報告させていただきます。資料をご覧ください。

まず、1ページ目「事前予防対策の強化」ということですが、資料にありますとおり、異学年で集まって集会活動を行うと、1年生から6年生までをグループに分けて、同じその中でグループ活動をするというような時間の中で、全校で道徳の授業を行った小学校がありました。また、1ページ目の下のところ、波線を引かせていただいておりますけれども、児童会が中心となって、言葉について、それぞれのお子さんが発する言葉について、子どもたちに意見を求め、学校全体で言葉について考える機会を設ける取組などを行って、いじめ防止に取り組むようなことをやったという小学校も報告を受けております。

また、今年度から町のほうで、1人1台端末を活用し、「心の健康観察アプリ」を使った、子どもたちの毎日の心の健康について確認する取組というのを全校で進めております。児童生徒の入力状況を確認し、教員のほうで直接その入力状況に応じて声掛け、対応をするなどの取組を行っております。このアプリ上での子どものつぶやきを拾い、ちょっとお子さんが悩んでいる状況につきまして、大人のほうから声をかけ、早期の解決に導いたというような学校の事例も報告されておりますので、この「心の健康観察アプリ」の効果というものが徐々に表れているというふうに事務局のほうでは考えております。

次に、2ページ目に行きまして、「子どもたちが主体となるいじめ防止の取組」でございますけれども、例年大磯中学校のほうでは、生徒会が主体となって「磯中ピンクシャツデー」というものを開催しております。今年度も2月26日に計画を予定しているということで、学校のほうから報告がありましたので、こういった機会を通じて、子どもたちにいじめ防止、いじめをお互いにしないというためには何ができるのかというのを考える日とするということになっております。

最後に、その他といたしまして、令和6年8月1日に町のほうで「教育課題研修会」といものを実施しております。こちらは、町の全教職員を対象とした研修会となっております、今年度は神奈川県教育委員会子ども教育支援課のほうから指導主事を講師に迎えまして、いじめ

防止の講義を全職員に実施いたしております。また、その後、各学校に分かれまして、各学校のいじめ防止基本方針に基づくいじめ対応について、再度各校全教職員で確認するという時間も取らせていただきました。このようなことを行い、教員のいじめ対応の理解促進に努めたということになります。

今後も引き続き、様々な取組、大人だけではなく、子どももしっかり巻き込んだ中での取組を実施していくことで、法に基づくいじめ対応等について、理解・周知を徹底してまいりたいと考えております。

報告は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

櫻田委員) 下線が引かれている、異学年集会の時間に、「全校道徳」を実施されたということなんですけど、具体的にこれはどういうことをなさったんでしょうか。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 学校のほうから簡単な報告しか受けていないところなんですけれども、いつもは1年生から6年生までが大体10人から20人くらいのグループに分かれて、遊びを中心とした活動を行うというようなところだったんですけれども、今回は1つのテーマ、いじめをしないためとか、友達と仲良くするためにというようなテーマを基に、1年生から6年生が同じ場所で一緒に考えるというような取組をしたというふうに伺っております。

実際にその場を我々が見たわけではないんですけれども、ふだんの道徳の授業等では、各学年・クラスに分かれてそれぞれ実施するところを、1年生から6年生までが同じ部屋というか、同じ空間で同じ内容について考えるということになります。

もちろん、1年生から6年生までで、そのテーマについての理解度だとか、考えというのは異なる部分はあると思いますけれども、低学年から見て、5年生・6年生の高学年の児童がいじめ等について、やっぱりやっちゃいけないというふうに考えている姿を見せたりすることで、それが中学年・低学年にも広がっていけば、その学校としては、そういう雰囲気づくりに役立っていくのではないかとこのところでございます。

今年、初めてやってみたというところでは聞いておりますので、またその辺の効果とか、どのように取組めばなおいいのかとか、その辺はまた学校等からも細かく聞き取って、一つの学校だけではなくて、様々、町内の学校にも広げていくような共有もしていきたいなど考えております。

以上です。

櫻田委員) ありがとうございます。

あともう一つ、一番下の下線なんですけど、児童会が中心になって、「ふわふわ言葉・ちくちく言葉」って書かれていたの。何となくは分かるんですが、ちょっとだけ説明していただいていいですか。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) ありがとうございます。

小学校のほうでは、特に、人を傷つけるとか、思いやりのある言葉という言い方をするよりは、ふわふわ、空気の中にあって、みんなが使うと温かくなるような言葉。「ありがとう」とか、そういう言葉をふわふわ言葉というふうな言い方をしたりします。

それ以外に、いわゆる「え」とかで終わるような、「てめえ」とか「しねえ」とかなんとかというような、そういう、やっぱり聞いても汚いなという言葉がちくちくする、心にも刺さるというようなことでちくちく言葉なんて言い方をしています。

こういう道徳の実践であって、ちくちくとする言葉を、紙に全部書いて、最後、皆で破り捨ててもらおうとかシュレッダーをかけるだとか、そんな実践も実は全国のほうでやっていたりするんですよね。そういう意味で、ふわふわ言葉、ちくちく言葉、言葉について考えるというところで、自分が何げなく使っている言葉が、やっぱり人を傷つけることもあるし、人を勇気づけたり、人に感謝されることもあると。やっぱり小さいうちから、言葉、人間関係を含めて、育てていくことで、今、いろいろとご迷惑を町民にかけているいじめ問題についても、しっかり、継続的に対応していきたいというようなところで学校も取り組んでいるというところで、ご理解いただければなと思います。

以上です。

櫻田委員) ありがとうございます。

この、児童会が中心になっているところがとてもいいなというふうに感じました。

すみません、最後に、こころの健康観察アプリの活用なんですけど、要するに、何か起こってから子どもが大人に知らせるということだと思ってるんですが、実際は担任が見るみたいな形ですか。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 大磯町はiPadを全児童生徒に配付しているんですけども、そちらのほうに入力画面がありますので、朝、登校した段階で、今日の自分の心の状況をイラストに、5段階くらいに分かれていますので、にこにこしたマークから、イライラ、プンプンしたマークまで5種類くらいあって、それを今の気持ちで入力するということになります。

ですので、例えばちょっとイライラした気持ちになっている子が、そういう、イライラしたマークを何日も続けて書いていたりすると、学校のほうから、何か最近あったのかというような。今櫻田委員がおっしゃったような、事後の対応みたいなところもあるかと思えますけれども、そんなことをやります。

イラストを選ぶだけではなくて、コメントを入力できる機能もありますので、例えばちょっとお家のほうで兄弟げんかしたとか、お家の人にちょっと叱られちゃったよとか、あと、今日は英語が何時間も続いて辛いとか。数学がちょっとあって嫌だなとか。そんな子どものそういう率直な感想とか、後は体調で花粉症がとか何とかとか、様々に書いてもらっています。そういうのを、学校の教員だけじゃなくて、我々教育委員会の事務局側でも全ての学校の子どもの入力状況を確認できます。あと、教育研究所のほうでも、所長以下、いわゆる SC、SSW という専門職もパソコンのほうから見られるようにはしてありますので、気になるお子さんとかがいれば、すぐに各校のそういう入力状況のチェックをしたりして、初期対応とい

うか、スムーズな対応ですね。

まあ何もなくても、全然、何かちょっとイライラしたのがずっと続いている子とかもたまにはいたりするし、ちょっとイライラした様子が見えるにもかかわらず、ずっとにこにこしたマークをしているお子さんなんかも実はいたりして、そういったずれなんかも含めて、学校のほうで子どもを見る機会というか、そういうところで役立っているというところでございますので、今回こういったいじめ事案があった中で、いじめだけではなくて、様々な子ども心のそういう動きに、初期に早く応えられるような取組として、町として、県内初めてなんですけれども、市町村レベルで入れさせていただいたということになります。

ちなみに、来年度も、一応今のところ、3月議会で予算が認められれば、4月からも継続して利用することにはなっております。

以上です。

櫻田委員) ありがとうございます。これ、素晴らしいと思います。ぜひ活用していただきたいと思いますが、これは今年度からやっているんですか。

教育部長) ちょっと補足させてもらいますと、これは大磯町内で重大事態が、いじめの重大事態が取りざたされて、その中で、総合教育会議の中で、やはり、自分から言うだけじゃなくて、未来志向というか、未然防止の関係でというお話の中で、一つの提案として、大阪のほうで、国も絡んだ実証的な事業としてやっていたアプリの導入というのがありました。

確かに、やはり子どもが家庭であったことも、継続して学校に来たり、その日、学校であったことについては、教師・教職員のほうにすぐ伝えればいいんですけど、やはり、なかなか見えない部分、特に、朝の先生が行くまでの間とか、登下校とかの観点の問題で、その辺をアプリの中の選択を立てて選ぶことができますので。

プラス、どうしてという理由も書けるようになっていまして、実際にこれを見てもらうとすごくよく分かるというか、我々も見ることができますので、非常にこのよく分かるシステムだなということで、そういった部分で今回導入をできてよかったなということと、その辺を含めて、財政課のほうでも理解していただけたので、これが引き続き活用できれば。

なおかつ、この辺の傾向とか、検証ができれば、なおさらいいのかなというふうには思っています。

教育長) 言葉というのは非常に重要で。今まさにちくちく言葉というのがありましたけれども、やはり、健康アプリを活用して、そういう、傷つくような言葉、いじめ件数のほとんどを構成するのは言葉、いじめの言葉だと思うんですけど、そういうのないような教育環境をこれからもつくっていきたいと思います。

ありがとうございました。

トリー委員) これ、あれですか。全校道徳、初めてやったということで、お子様たちの反応はどうでしたか。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) すみません、そこまでまだ、確認が取れていないので、ちょっとそこについては、また学校のほうに直接確認した上で、またご報告させていただきたいと思います。

トリー委員) そうですね。

でも、上級生の子は、自分より年下の子どもをちょっと世話して、面倒を見て、いろいろなことを教えたりという、そういうような環境づくりにもなるでしょうしね、小さなお子様は、やっぱり上のお兄ちゃん、お姉ちゃんの言っていることをよく聞かなきゃという気持ちになるでしょうし、これはすばらしいと思うんですね。本当に縦割りで1年から6年生まで。こういうのはまた続けていっていただきたいなと思いますね。

またじゃあ、お聞かせください。ありがとうございます。

教育長) よろしいでしょうか。

それでは、ここからは個人情報を取り扱う内容となりますので、傍聴者は退室をお願いいたします。

暫時休憩します。

～ (秘密会) ～

教育長) それでは、休憩を閉じて、公開の会議を再開します。

ただいま、秘密会において、報告事項第9号『いじめに係る対応等について』の報告の報告がありましたことをご報告いたします。

【議案第22号 県費負担教職員の任免に係る内申について】

教育長) それでは、付議事項の審議に戻ります。

議案第22号『県費負担教職員の任免に係る内申について』は人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び大磯町教育委員会会議規則第12条の規定により、審議については、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) ご承認いただきましたので、議案第22号の審議については秘密会といたします。

傍聴者は退室をお願いいたします。

暫時休憩します。

～ (秘密会) ～

教育長) それでは、休憩を閉じて、公開の会議を再開します。

ただいま、議案第22号『県費負担教職員の任免に係る内申について』の審議が、原案どおり承認されましたことをご報告いたします。

【その他】

教育長) 次に「その他」について、何かございますでしょうか。

それでは、事務局からお願いします。

教育部長) 次回の教育委員会定例会は、3月21日、金曜日、午前9時30分から、本庁舎4階第1会議室で開催予定です。3月は、午後からの訪問はございません。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和6年度大磯町教育委員会第11回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和7年3月21日

教 育 長

府 川 陽 一

教育長職務代理者

濱 谷 海 八

委 員

櫻 田 京 子

委 員

ト ー リ ー 二 葉

委 員

曾 田 成 則
